

令和8年度（2026年度）実施

## 姫路市男女共同参画推進センター

### 一時保育業務職員（会計年度任用職員）募集案内

姫路市男女共同参画推進センターでは、一時保育の職に係る会計年度任用職員の登録を随時受け付けています。希望される方は、下記の要領によりお申し込みください。

なお、本職は、必要に応じて登録者の中から条件に合う方を選考し、任用しますので、すぐに任用されるとは限りません。あらかじめご了承ください。

#### 職務内容

講座・講演会等開催時の一時保育業務

#### 資格

保育士資格を有する人

#### 登録手続

##### ■提出書類

- ・姫路市会計年度任用職員採用申込書（別紙）
- ・保育士証の写し

※写真（縦4 cm×横3 cm、上半身無帽、正面）を申込書に貼付し提出してください。提出いただいた履歴書はお返ししません。あらかじめご了承ください。ご提出いただいた申込書の有効期限は、提出日の属する年度の翌年度の末日までです。

※地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事項（次の①～③のとおり）に該当する場合は、採用できません。

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 姫路市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

##### ■申込期間

随時募集

##### ■申込場所

姫路市男女共同参画推進センター “あいめっせ”

〒670-0012 姫路市本町 68 番地 290 イーグレひめじ 3 階

（電話）079-287-0803

※郵送も可とします。

##### ■採用から任用までの流れ

- ① 申込書及び保育士証の写しの提出により登録
- ② 一時保育業務の日程が決まれば登録者へ連絡
- ③ 選考を経て任用

## 勤務条件等

### ■身分

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号のパートタイムの会計年度任用職員として任用します。

### ■任用期間

最初の勤務日から令和 9 年 3 月 31 日まで

### ■勤務場所

〒670-0012 姫路市本町 68 番地 290 イーグレひめじ プレイルームほか

### ■勤務日・勤務時間

当センターが指定する日時（講座・講演会等開催時）

### ■報酬等

時給 1,367 円

他に、市の規定により通勤手当に相当する費用が支給されます。（通勤距離が 2 km 以上の場合）

### ■報酬等支給日

原則として翌月 15 日

### ■服務規律等

地方公務員として業務に従事するため、職務遂行にあたっては地方公務員法等に定める義務等（サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務及び政治的行為の制限等）を遵守。